

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人ヤクルト同仁協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、適当な地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、互助友愛の精神に基づき全国のヤクルトグループ各社およびその関連事業者の事業に従事する受益資格者の福利厚生に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 離職金共済に関する事業
- (2) 福利厚生に関する事業
- (3) 損害保険代理業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行うため必要な事項については、関係諸法令およびこの定款の定めるところによるほか、別に定める規約およびこれに基づく細則において定める。

3 第1項各号に掲げる事業は、日本全国で行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本会の社員は、次条の規定により本会の社員になった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 本会の社員となる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) ヤクルト商品の製造または販売にかかる事業者
 - (2) 前号に掲げる事業者の関連事業者であって理事会が認めた者
- 2 本会の社員になろうとする者は、入会申込書に印鑑票を添えて本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める会費および賦課金を支払う義務を負う。

- 2 社員は、前項の会費および賦課金を受益資格者に一切負担させてはならない。
- 3 納付された会費および賦課金は、一切これを返還しない。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 3か月以上会費を滞納したとき。
- (3) 本会の事業を妨げ、または妨げようとする行為があったとき。
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為があったとき。
- (5) 犯罪その他信用を失う行為があったとき。
- (6) その他の除名すべき正当な事由があったとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が解散したとき。

(変更の届け出)

第11条 社員は、次の各号に該当するときは、7日以内に本会に届出なければならない。

- (1) 商号、住所、代表者または印鑑を変更したとき。
- (2) 事業の全部を休止し、または廃止したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
 - (2) 会費および賦課金に関する事項
 - (3) 社員の除名
 - (4) 理事および監事ならびに会計監査人の選任および解任
 - (5) 理事および監事の報酬等の額
 - (6) 定款の変更および各種共済規約の制定、変更または廃止に関する事項
 - (7) 重要なる資産の処分および譲り受け
 - (8) 解散および残余財産の処分
 - (9) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項および理事会において社員総会に付議する必要があると認めた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、招集通知にある社員総会の目的である事項以外の事項は、決議をすることができない。

(種類および開催)

第14条 本会の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は次の場合に開催する。
 - (1) 理事会の決議があった場合
 - (2) 監事の請求があった場合
 - (3) 総社員の5分の1以上の社員が社員総会の目的である事項および招集の理由を理事長に示して請求した場合

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が社員総会を招集する。
- 3 社員総会の招集通知は、開催日の1週間前までに発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法により、議決権を行使できることとするときには、2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前項の通知には、会議の日時、場所および会議の目的たる事項を示さなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が議長となる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 社員は、社員総会に出席する他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 3 代理人が、代理しうる社員の数は10名までとする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、総社員の過半数の出席を要し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 重要なる資産の処分
 - (5) 解散および残余財産の処分
 - (6) 会費および賦課金に関する事項の決定
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事または社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長および出席した社員2名が前項の議事録に記名押印する。
なお、決議の省略として、社員総会が書面での開催となった場合は、理事長のみの記名押印とする。

第5章 役員および会計監査人

(役員および会計監査人の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。
(1) 理事 15名以上21名以内
(2) 監事 3名以内
2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち若干名を副理事長、専務理事および常務理事とすることができる。
3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
4 第2項の副理事長、専務理事および常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。
5 本会に会計監査人を置く。

(役員および会計監査人の選任)

第23条 理事および監事ならびに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。
2 理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 理事長および業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対し、事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務および権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)およびこれらの附属明細書ならびに財産目録およびキャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(役員および会計監査人の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、理事と同様とする。
- 3 補充により選任された理事・監事の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員および会計監査人の解任)

- 第28条 理事および監事ならびに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。
- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員等の報酬等)

- 第29条 理事および監事に対して、社員総会において決議された総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項とは別に、理事および監事には、職務を行うために要する費用を支給することができる。
 - 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(責任の免除または限定)

- 第30条 本会は、役員および会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項が定める非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、この契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(顧問および相談役)

- 第31条 本会に若干名の顧問または相談役を置くことができる。
- 2 顧問および相談役は、理事会の決議によって理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応ずるほか、本会の業務一般に関して参考意見を述べることができる。

- 4 相談役は、理事長の諮問に応ずる。
- 5 顧問および相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構成および権限)

- 第32条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
 - (4) 社員総会または協議員会に提出する事項の決定
 - (5) 事業計画および収支予算の策定ならびにその変更
 - (6) 重要な規則、規程の制定、変更および廃止
 - (7) 重要な事務局職員の任免に関する事項
 - (8) 予算超過支出または予算外支出に関する事項の決定
 - (9) その他理事会で決定するものとして法令またはこの定款で定める事項の決定

(種類および開催)

- 第33条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事または監事から法令に定める手続きに従い、付議すべき事項を示して請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事会を招集するには、会日の1週間前までに会議の日時、場所および議題を示して通知しなければならない。
 - 3 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第35条 理事会における議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が議長となる。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第7章 資産および会計

(事業年度)

- 第38条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第39条 本会の事業計画書および収支予算書を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、緊急止むを得ない事由があるときは、理事会の決議を経て、予算外支出、予算超過支出、または科目の流用をすることができる。
 - 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告および決算)

第40条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項第3号から第7号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所および従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

(財源と給付金)

第41条 本会の財産は、会費、賦課金および寄附金その他の収入とする。

2 賦課金は、欠損金がある場合に社員総会の承認を得て賦課徴収することができる。

3 給付金その他の経費は、本会の財産をもって支弁する。

(財政収支の検討)

第42条 会費および離職金その他の給付金の額は、少なくとも3年毎に受益資格者の異動の状況、給付金の支給額、運用収入率等の推移および予想等を基礎として再計算を行い、財政を検討しなければならない。その検討の結果、現行の会費および離職金その他の給付金の額を据え置くことが適当でない認められる場合には、適正な金額に改訂するものとする。

(財産の運用・管理)

第43条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとする。

- 2 離職金共済事業の運営にあてるための資産は所得税法施行令第73条第1項第5号に規定するものとし、その運用方法の詳細は、理事会の決議により別に定める資産運用規則によるものとする。
- 3 前項の資産は、担保に供し、または貸し付けてはならない。

(会計原則)

- 第44条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この定款に定めるもののほか、会計に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める一般規則によるものとする。

(剰余金分配の禁止)

- 第45条 本会は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第47条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第49条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 協議員会

(協議員会)

- 第50条 本会の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、協議員会を置くことができる。
- 2 協議員会においては、理事会の諮問に応じ、本会の業務運営に関する事項について審議する。
 - 3 協議員会の運営を行うために必要な事項については、理事会の決議により、協議員会運営規則に定めるものとする。

第11章 事務局

(事務局)

- 第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務長および所要の職員を置く。
 - 3 事務長および重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿および書類)

- 第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿を備えて置かなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 社員名簿および社員の異動に関する書類
 - (3) 理事および監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関(理事会および社員総会)の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書および収支予算書
 - (9) 事業報告および計算書類等
 - (10) 監査報告および会計監査報告
 - (11) その他法令で定める帳簿および書類
- 2 前項各号の帳簿および書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(平成 25 年 4 月 1 日設立登記)

- 2 この法人の最初の代表理事は村田泰文、会計監査人は竹内亮二とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、この定款第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 25 年 7 月 1 日から改定施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から改定施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 3 月 18 日から改定施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 3 月 15 日から改定施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 3 月 14 日から改定施行する。